



観光政策の最近の状況について

平成20年3月13日

国土交通省 総合政策局

観光資源課長 水嶋 智

目次

1. 観光立国の推進と観光庁の設置…………… 1
2. 平成20年度観光関連予算案…………… 10
3. 観光圏整備事業を中心とした観光地域振興…12
4. 観光関係の人材育成
 - (1)産学官連携検討会議…………… 17
 - (2)日韓大学生フィールドトリップ事業…………… 19
 - (3) YŌKOSO JAPAN 大使……………20

1. 観光立国の推進と観光庁の設置

観光立国推進基本計画の概要

観光立国推進基本法の制定
(平成18年12月)

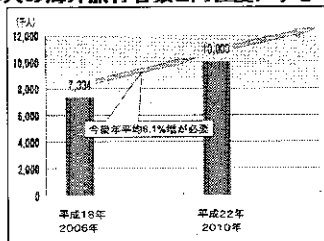
・基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を策定(平成19年6月 閣議決定)

◆ 国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を発展 等

計画期間における基本的な目標

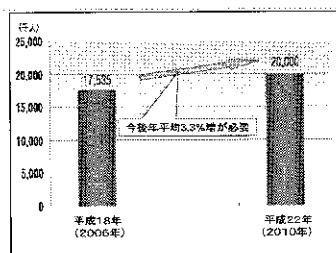
○訪日外国人旅行者数

平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



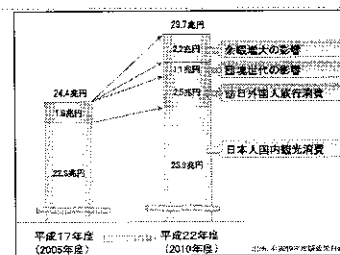
○日本人の海外旅行者数

平成22年までに2,000万人にする



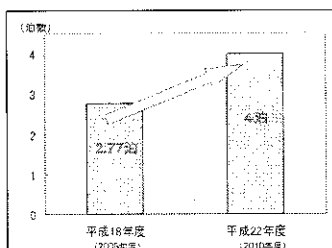
○国内における観光旅行消費額

平成22年度までに30兆円にする



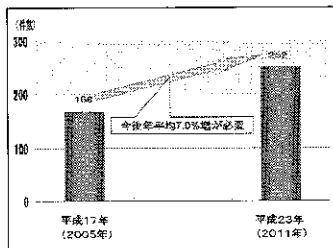
○日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数

平成22年度までに年間4泊にする



○我が国における国際会議の開催件数

平成23年までに5割以上増やす



5年間

目標を達成するための具体的な施策を記述

毎年度点検を行うとともに、おおむね3年後を目途に見直し

○ その他の主な数値目標

「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標

道路の無電柱化率	11% (平成17年度)	⇒	15% ※ (平成19年度)
拠点的な空港・港湾への道路アクセス率	66% (平成17年度)	⇒	68% ※ (平成19年度)
隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合	74% (平成17年度)	⇒	77% ※ (平成19年度)
道路渋滞による損失時間の削減率(対38.1億人時間)	約8%削減 (平成17年度)	⇒	約1割削減 ※ (平成19年度)

※ 次期社会資本整備重点計画による変更が見込まれる。

「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

通訳案内士	10,241人 (平成18年)	⇒	15,000人 (平成23年)
ボランティアガイド	31,301人 (平成18年)	⇒	47,000人 (平成23年)

-3-

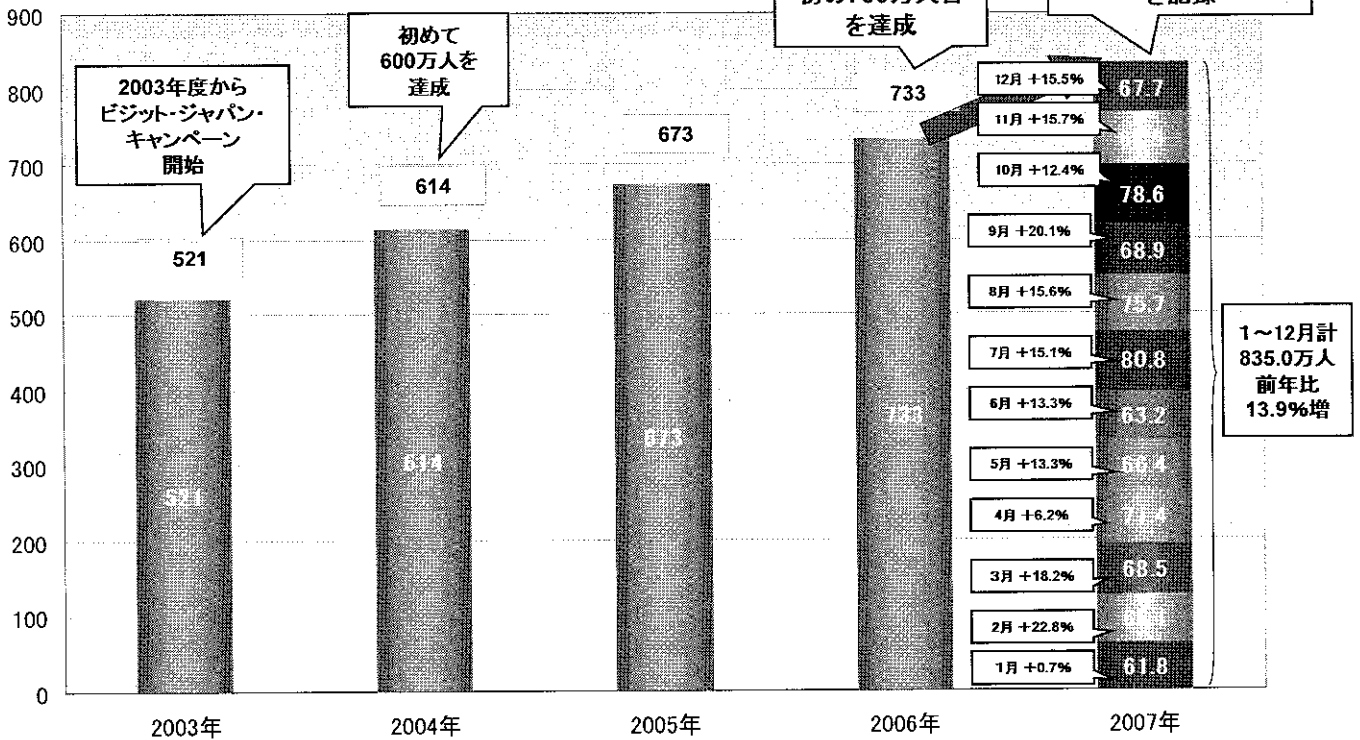
「国際観光の振興」に関する目標

外国人の入国審査の最長審査待ち時間	成田空港では約28分 (平成18年10月)	⇒	全空港で20分以下
ビジット・ジャパン案内所	155ヶ所 (平成18年度末)	⇒	300ヶ所 (平成23年度)
国等が設置した主要な観光施設における案内・表示の複数言語化	39% (平成17年度)	⇒	100%

-4-

訪日外国人旅行者数の推移

(単位: 万人)



注) 2007年11月以降の値は推計値

「観光庁」の設置

<背景>

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題

○観光立国推進基本法の成立(平成18年12月) ○観光立国推進基本計画の閣議決定(平成19年6月)

国際相互理解の増進

地域経済の活性化

国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組む体制が必要

○観光立国推進基本計画において、国は、必要な施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体・民間の取り組みを支援するとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信する役割を担うこととされている。

観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通省の外局として観光庁を設置

○次期通常国会に関連法律案を提出し、平成20年10月の設置を目指す

<設置の効果>

諸外国に対して

ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進など我が国の魅力を強力に発信するとともに、外国政府との交渉を効果的かつ強力に推進する。

関係省庁に対して

観光立国に関する数値目標の実現に向け、国土交通省がリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行う。

地域・国民に対して

政府内の相談窓口を一元化・明示するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援する。

政府における観光立国の推進体制

観光立国関係閣僚会議

○内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成、観光立国行動計画を策定(平成15.7)

観光立国関係省庁連絡会議

○国土交通省総合観光政策審議官が主宰、関係省庁の局長等で構成

観光立国推進戦略会議

(関係会議の下に開催、観光に関する有識者で構成)

- 国外の来訪者の増大及び国内観光活性化のための愛・地球博の活用(平成16.6提言)
- 国際競争力のある観光立国の推進(平成16.11提言)
- 地域が輝く「美しい国、日本」の観光立国戦略(平成19.6提言)
- 北海道洞爺湖サミットを契機とした北海道・日本の魅力の世界への発信及び観光振興に関する提言(平成19.11)

国土交通省

※ 観光立国担当大臣

観光庁

(観光地づくり、日本の観光魅力の発信、観光産業の振興等)

(平成20年10月新設)

観光立国推進基本計画の取りまとめ

- 国際観光振興機構(JNTO) 政府観光局 (海外での観光宣伝等)

総合政策局

(観光まちづくり、公共交通の活性化等)

都市・地域整備局

(良好な景観の形成、都市計画・まちづくり、離島観光振興等)

道路局

(観光地における道路空間、沿道環境及びアクセス道路の整備等)

河川局

(河川を利用した観光の振興等)

鉄道局

(空港アクセス鉄道の整備推進等)

自動車交通局

(バス輸送網の整備、タクシーサービスの改善等)

海事局

(旅客船輸送網の整備等)

港湾局

(みなと整備、クルーズ等)

航空局

(国際空港、航空網の整備等)

その他

法務省

(出入国審査体制の充実等)

外務省

(在外公館を通じた広報、査証の見直し等)

文部科学省

(文化財の保全・活用、文化の振興、留学生交流、教育旅行等)

厚生労働省

(勤労者の休暇の取得促進、旅館施設的环境衛生管理等)

農林水産省

(都市と農山漁村の共生・対流、農山漁村の社会資本整備等)

経済産業省

(サービス産業の創出、コンテンツ産業の育成、産業観光等)

環境省

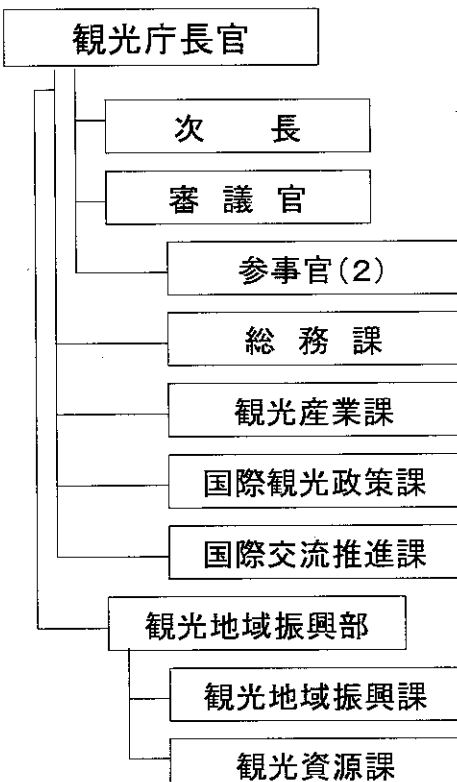
(国立公園、世界自然遺産の保全、エコツーリズム等)

その他

観光庁の内部組織及び定員について

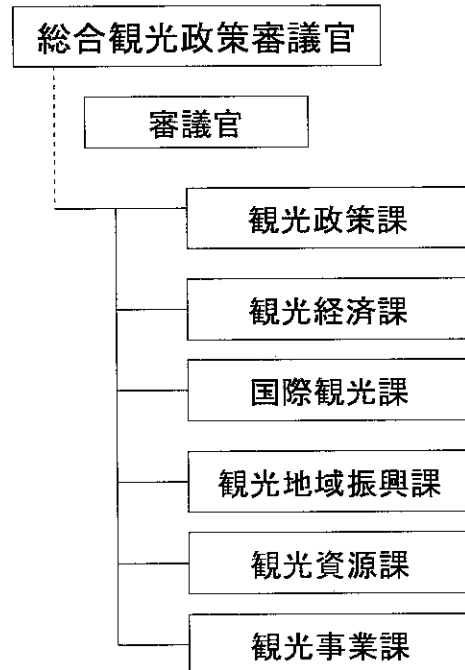
<新体制>

予算定員:103名



<現行体制>

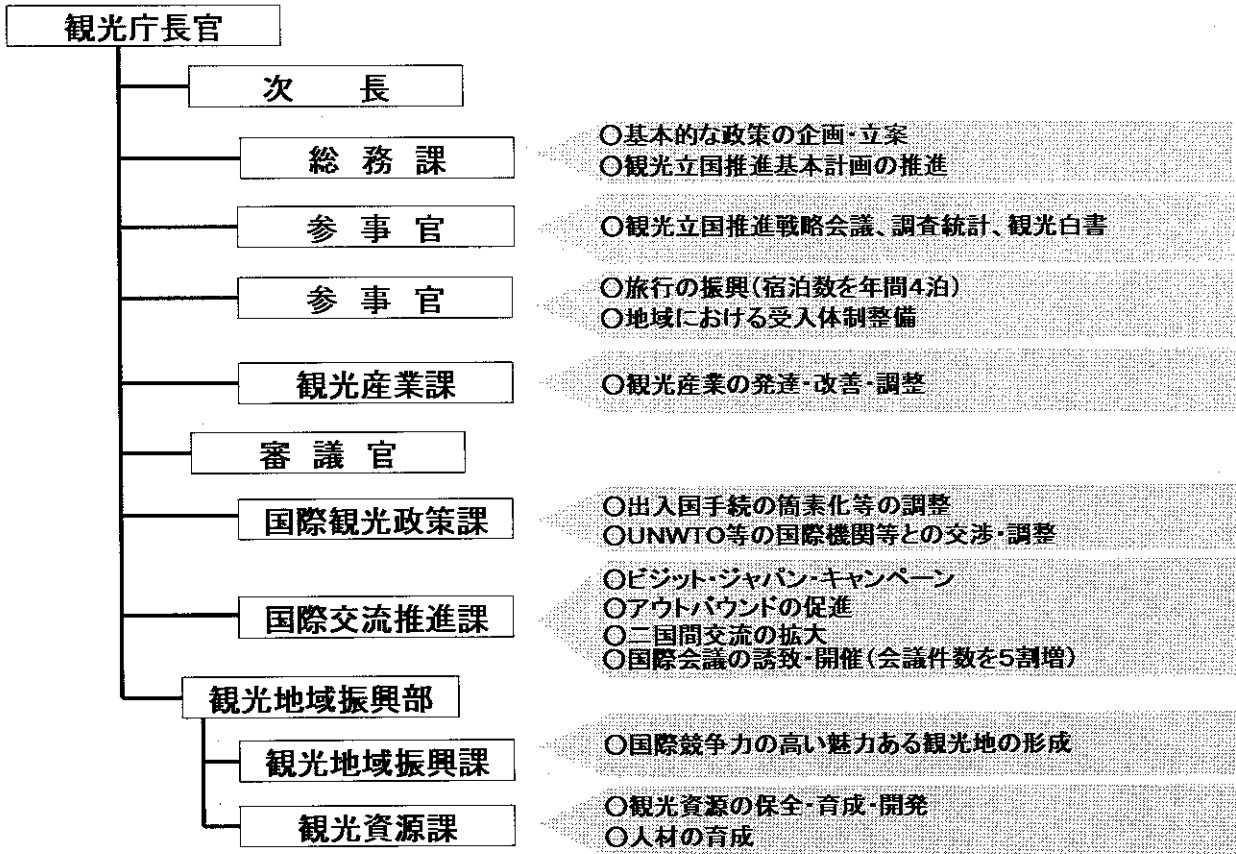
予算定員:79名



※ 観光庁の内部組織と定員についても、すべて国土交通省内のスクラップ・アンド・ビルドによる

観光庁の内部組織の業務分担について

(定員103名)



2. 平成20年度観光関連予算案

平成20年度観光関連予算案について

観光立国推進基本法の制定
(平成18年12月)

観光立国推進基本計画の策定(平成19年6月)

基本的な目標

- 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。
- 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にする。
- 国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にする。
- 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までに年間4泊にする。
- 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やす。

観光関連予算案額の合計 : 2,133億円(2,091億円)

※予算額については、平成20年度予算案額(平成19年度予算額)
※観光関連部分を特定できない予算は総額には含めていない

平成20年度における主要施策

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成【国土交通省】
- 広域・総合観光集客サービス支援事業【経済産業省】
- 文化財の総合的な把握【文化庁】
- 世界文化遺産の活用【文化庁】
- 温泉の保護及び安全で適正な利用の確保【環境省】
- 地域の魅力溢れる伝統文化の継承・発展【文化庁】
- 離島観光振興を核とした交流人口の拡大による離島航路の活性化【国土交通省】
- 地域公共交通活性化・再生総合事業【国土交通省】
- 都市鉄道の利便増進【国土交通省】

合計:1,343億円(1,312億円)

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- 観光産業の国際競争力強化、観光の振興に寄与する人材の育成【国土交通省】
- 文化ボランティア活動推進事業【文化庁】

合計:1.6億円(1.4億円)

国際観光の振興

- ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興【国土交通省】
- 観光誘致関連広報【外務省】
- 映像国際放送の実施【総務省】
- スポーツを通じた国際交流の推進・支援【文部科学省】
- 観光立国実現のための出入国審査の充実【法務省】
- 高校生交流の推進等【文部科学省】

合計:530億円(524億円)

観光旅行の促進のための環境の整備

- 休暇の取得の促進【厚生労働省】
- 地産池消の推進【農林水産省】
- エコツーリズムの推進【環境省】
- 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業【環境省】

合計:239億円(233億円)

-11-

観光立国推進基本計画の4つの施策の柱と20年度主要事項

観光立国の推進

計63億円

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(予算額 4.2億円)

- ・広域観光圏・地域観光圏の形成支援(新規) 2.8億円
- ・観光ルネサンス事業 1.4億円

2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(予算額 0.7億円)

- ・観光産業のイノベーション促進(新規) 0.2億円
- ・観光の振興に寄与する人材の育成 0.5億円

3. 国際観光の振興

(予算額 34.5億円)

- ・ビジット・ジャパン・アップグレード・プロモーション 29.8億円
- ・交通結節点における標識案内環境整備調査(新規) 0.2億円
- ・東アジアにおける共通ICカード導入調査(新規) 0.3億円
- ・訪日外国人旅行者旅行行動実態調査(新規) 0.3億円
- ・国際会議・開催誘致の推進 3.7億円
- ・世界観光機関(UNWTO)地域委員会(新規) 0.2億円

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

(予算額 0.8億円)

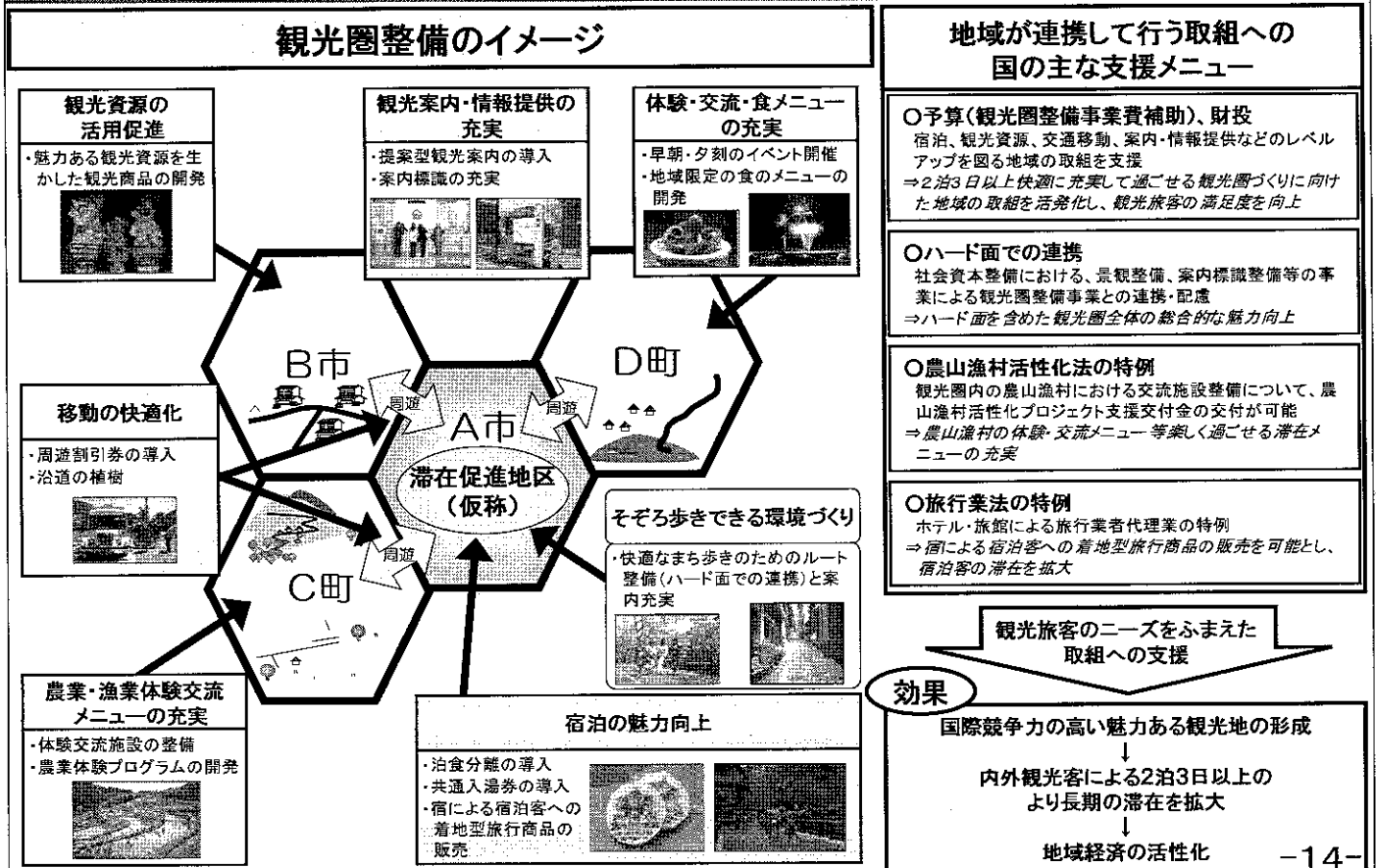
- ・国内旅行需要創出・平準化の促進(新規) 0.2億円
- ・ニューツーリズム創出・流通促進事業 0.6億円

他

-12-

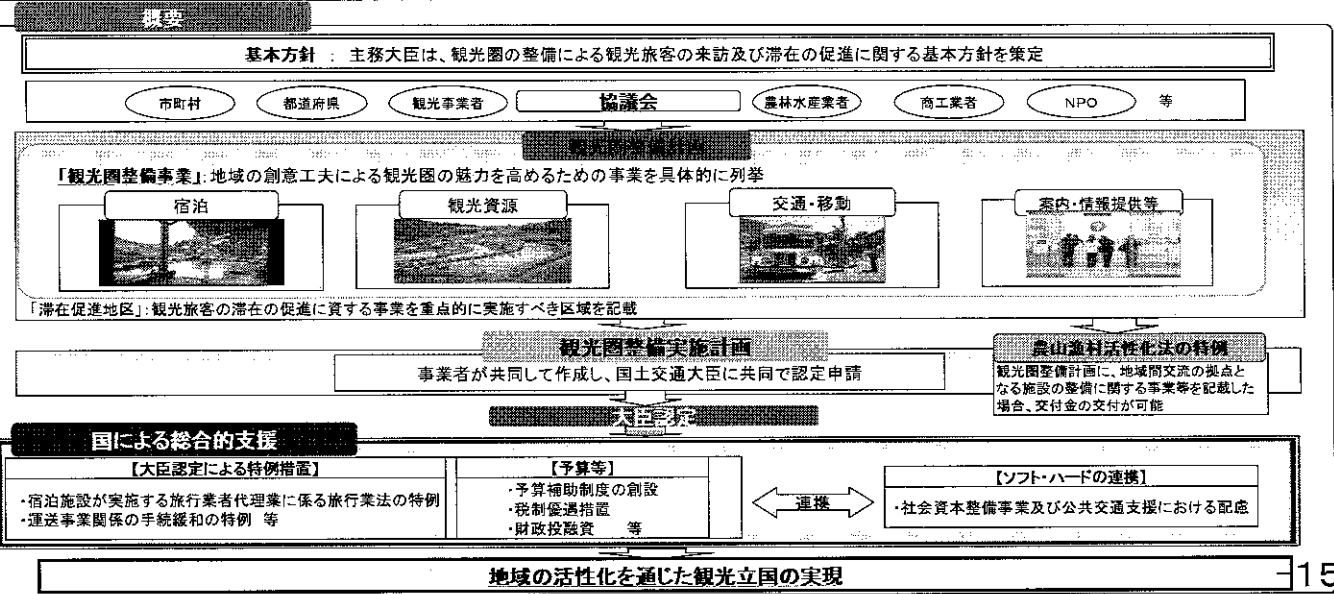
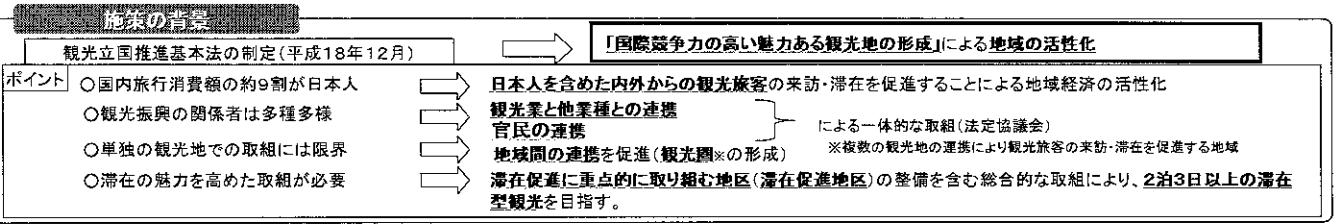
3. 観光圏整備事業を中心とした 観光地域振興

観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化



観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。



観光圏整備のための支援措置について

観光圏整備事業費補助金

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、新たな予算制度を創設。
- ・国費による補助率：40%
- ・平成20年度予算内示額：約2億79百万円(調査費含む)

財政投融资

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による宿泊業者の設備投資に関し、中小企業金融公庫による特利③(貸付後5年間)で融資。
<基準金利年利3.1%に対し、特利③は年利2.1%(貸付期間20年の場合)、金利は平成19年12月12日現在。>

地方税(不動産取得税)特例

- ・観光圏整備法に基づき市町村又は都道府県により組織される協議会の構成員たる公益法人が取得する文化財について、不動産取得税の課税標準を1/2控除する特例を創設。
- ・減税見込み額：約800万円(平年度)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- ・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣(国土交通大臣・農林水産大臣)に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
- ・交付率：1/2以内を基本とする。
- ・平成20年度予算内示額：305億46百万円の内数